

薬生食輸発 1008 第 1 号
令和 2 年 10 月 8 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「令和 2 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(乾燥きくらげのサルモネラ属菌、畜産食品のグリホサート)

標記については、令和 2 年 3 月 30 日付け薬生食輸発 0330 第 2 号（最終改正：令和 2 年 10 月 1 日付け薬生食輸発 1001 第 1 号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

このたび、下記のとおりモニタリング通知を改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、その円滑な実施方よろしくお願いします。

また、本改正に基づき実施したサルモネラ属菌に係るモニタリング検査については、検査強化食品分として計上するようお願いします。

なお、検査の結果、サルモネラ属菌が陽性となった場合には、確実に加熱加工用として処理されることを担保されるよう、輸入者に対し指導願います。

記

1. 別添の「Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件数」「(2) 野菜」「イ. 病原微生物」の

〔(ウ) サルモネラ属菌：加熱せずに食する香辛料 59 件〕

を

〔(ウ) サルモネラ属菌：加熱せずに食する香辛料 59 件、乾燥きくらげ 29 件〕

に改める。

2. 別添の「IV 検査項目群ごとのモニタリング実施要領」の「IV-iii 病原微生物」「IV-iii-ii その他の病原微生物の検査」「1 対象食品等」「(2) 検査項目及び検査件数」「オ. サルモネラ属菌」の

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 119件、加熱食肉製品 598件、ナチュラルチーズ 299件、アイスクリーム 59件、鶏卵製品・その他卵製品 59件、生食用魚介類 598件、無加熱摂取冷凍食品（水産物）299件、落花生及びナッツ類（加熱せずにそのまま食するものに限る。）299件、無加熱摂取冷凍食品（農産物）598件、加熱せずに食する香辛料 59件とする。

を

検査件数は、加熱せずに食する非加熱食肉製品 119 件、加熱食肉製品 598 件、ナチュラルチーズ 299 件、アイスクリーム 59 件、鶏卵製品・その他卵製品 59 件、生食用魚介類 598 件、無加熱摂取冷凍食品（水産物）299 件、落花生及びナッツ類（加熱せずにそのまま食するものに限る。）299 件、無加熱摂取冷凍食品（農産物）598 件、加熱せずに食する香辛料 59 件、乾燥きくらげ 29 件とする。

に改める。

3. 別表第8の、

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
80	カリホサート	○	○	○	○		

を

No.	検査項目	畜水農産食品及びその加工品					
		野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
80	クリオサト	○	○	○	○	○	

に改める。